

休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用について

横須賀市障害福祉課

一般就労している障害者の休職中における就労系障害福祉サービスの利用の可否の根拠資料とするため、下記ア～ウが作成する以下の書類を横須賀市障害福祉課へ提出してください。

ア 雇用先企業 → 企業の人事担当者に作成を依頼してください。

(内容)

当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類。(参考様式あり)

イ 休職に係る診断をした主治医 → 主治医に作成を依頼してください。

(内容)

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類。(参考様式あり)

ウ 相談支援事業所(申請者) → 相談支援専門員に作成を依頼してください。※

(内容)

地域における就労支援機関である障害者職業センター棟による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類。(参考様式あり)

※相談支援事業所を利用していない場合は、地区担当のケースワーカーにご相談ください。

※就労系障害福祉サービスについて

本取扱いの対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型に加え、状況に応じて生活介護、自立訓練を含みます。

事務担当・書類提出先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課

TEL 046-822-8249